

令和6年度静岡県自殺総合対策民間団体等支援事業募集要領

1 概要

自殺によって多くの県民の尊い命が失われている深刻な事態を受け止め、自ら命を絶たれる方が一人でも少なくなるよう、県内の民間団体等が実施する自殺対策のための活動を公募し、自殺対策の効果が期待でき実現性の高い事業に対して、「地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業として補助金を交付する。

2 募集の対象となる事業等

事業名 (補助金交付要綱別表の区分)	事業内容	対象経費	1 団体限度額 (団体数) (補助率)	実施期間
ゲートキーパー 養成事業 (11ゲートキーパー養成事業)	民間団体等が実施するゲートキーパー養成事業等、人材養成事業への補助	事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、負担金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。	250 千円 (× 2 団体) (補助率 2/3)	交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日まで
若年層対策事業 (7若年層対策事業)	若年層 (40 歳未満) に対する、心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援となる事業	事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、負担金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。	250 千円 (× 2 団体) (補助率 2/3)	交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※ 予算の範囲内での実施となるため、**応募どおりの額とならない場合がある。**

※ 「地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱」の改正に伴い、対象経費等が変更となる場合がある。

3 募集する事業の条件

- (1) 県民生活の向上に寄与し、県の方針及び施策に反しないものと認められること。
- (2) 事業の範囲が全県にわたり、県内で開催されるものであること。ただし、県行政の推進のうえで特に必要と認めるものについては、この限りではない。
- (3) 応募する事業内容が、行政や他の機関、団体等への陳情や要望となっていないこと。
- (4) 応募する事業が、国、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成等を受けていないこと。
- (5) 事業の実施期間が、上記2の「実施期間」に該当する期間であること。
- (6) 専ら下部組織に対する財政支援を目的としないこと。
- (7) 専ら団体構成員の福利厚生を目的としないこと。
- (8) 営利を目的としないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (10) 公序良俗に反するおそれがないこと。
- (11) 人材養成事業としてゲートキーパー養成研修を実施する場合、講師はふじのくにゲートキーパー養成事業実施要領に定める「ふじのくにゲートキーパー講師養成研修」を修了した者であること。

4 応募対象団体等について

静岡県内に主たる事務所又は活動拠点を持ち、県内で活動する民間団体等（営利を目的としない団体で、自発性にに基づき、自立的・継続的に自殺対策に係る活動を行う組織体であれば、法人格の有無は問わない。）を対象とし、次の基準をすべて満たすこと。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、自殺対策に係る事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理）ができること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者が支配する団体でないこと。

5 応募方法等について

補助を受けようとする民間団体等は、以下のとおり書類を各1部提出すること。

- (1) 応募方法：持参、郵送又は電子メール。
- (2) 募集期間：以下の期日までに必着。

募集期間
令和6年9月2日（月）から令和6年11月29日（金）まで

- (3) 応募書類：以下のとおり。なお、提出した書類は返却しない。
 - ア 令和6年度「静岡県自殺総合対策民間団体等支援事業」応募書（別記様式）
 - イ 定款、寄付行為、会則、役員名簿又はこれらに代わるもの（様式は任意）
 - ウ 応募団体等に係る前年度の事業報告書（※新たに団体等を立ち上げる場合は不要）
 - エ 応募団体等に係る前年度の収支決算書、貸借対照表など（※同上）
 - オ 提案事業を理解するため参考となる資料（団体等のパンフレットなど：任意）

6 募集要領（応募書）について

応募書は、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉室ホームページに掲載。
〈県ホームページアドレス〉

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/seishinhoken/1003021/1023790.html>

7 選考方法及び選考基準について

- (1) 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課で事業内容の書面審査を行い、応募のあった事業の採択・不採択について選考する。選考に当たり、個別に事業内容の確認のため、ヒアリングを実施する場合がある。
- (2) 選考に当たっては、上記2から4の各項目及び以下の選考基準を総合的に評価し、予算上の制約も考慮した上で決定する。
 - ア 自殺対策に資する事業としての貢献度
 - イ 事業計画についての具体性及び実現可能性
 - ウ 提案した事業を遂行できる確実性（組織体制や自殺対策又はそれに類する活動実績等）

8 選考結果の通知等

- (1) 選考結果は、書面で通知する。
なお、採択した事業に係る団体名や事業内容等を県のホームページで公表する。
- (2) 採択後の手続き
県の「地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱」に基づいて補助金交付申請を行い、当該補助金交付決定後の事業実施に係る経費を補助対象とする。

9 応募書提出先・問合せ先

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班

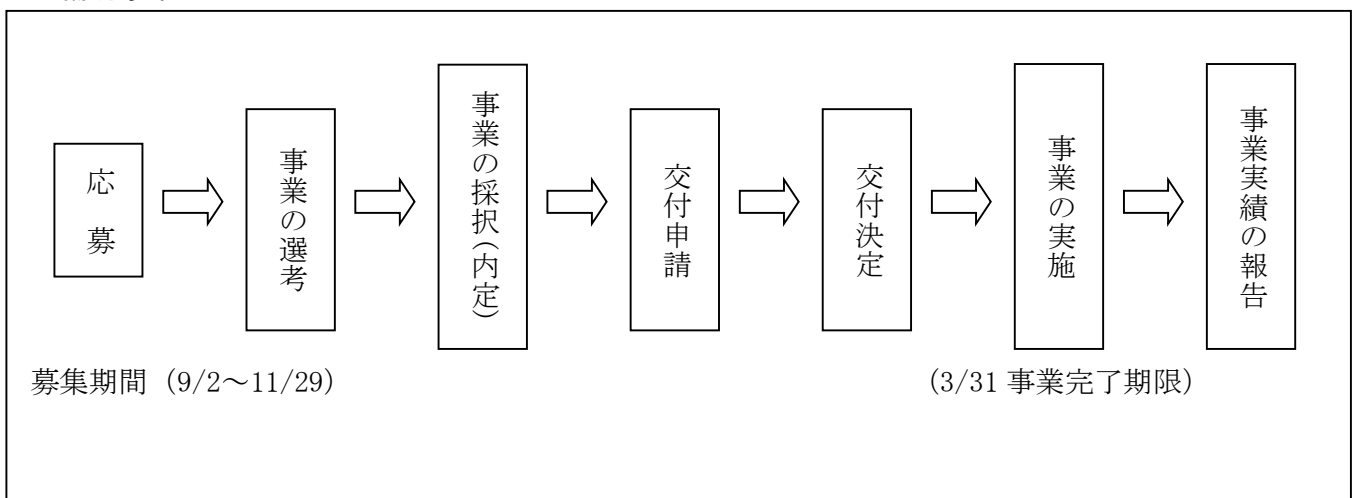
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2435 FAX 054-221-3267

E-mail : seisin@pref.shizuoka.lg.jp

<全体の流れ>

○補助事業



【注】事業に係る提案内容は、県との協議によって変更される場合がある。